

脱炭素先行地域募集要領（第2回）

1. 趣旨

地域脱炭素は、我が国の2050年カーボンニュートラル目標達成のためには必要不可欠なものであり、また、脱炭素が経済競争と結びつく時代、地方の成長戦略として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会となっています。

「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）及び「地球温暖化対策計画」（2021年10月22日閣議決定）では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げることとしています。令和4年4月には、第1回の脱炭素先行地域として、26件を選定したところです。

今般、脱炭素先行地域（第2回）の選定を行うため、以下のとおり、地方公共団体による脱炭素先行地域の計画の提案を募集します。

2. 脱炭素先行地域の概要

（1）脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

（2）脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、全域、行政区、中心市街地、集落等一定のまとまりを持つ既成の範囲に基づくものが原則です（なお、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群は例外となります）。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。

また、脱炭素先行地域は、複数の地方公共団体が連携して取り組むことも可能です。

<想定される類型の例>

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト

自然エリア	農村・漁村・山村
	離島
	観光地・自然公園等
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

3. 提案者

- 地方公共団体（市区町村、都道府県等）
- 複数の地方公共団体の共同提案
- 地方公共団体、民間企業、大学等の共同提案

※いずれも、主たる提案者が地方公共団体であることが必要です。

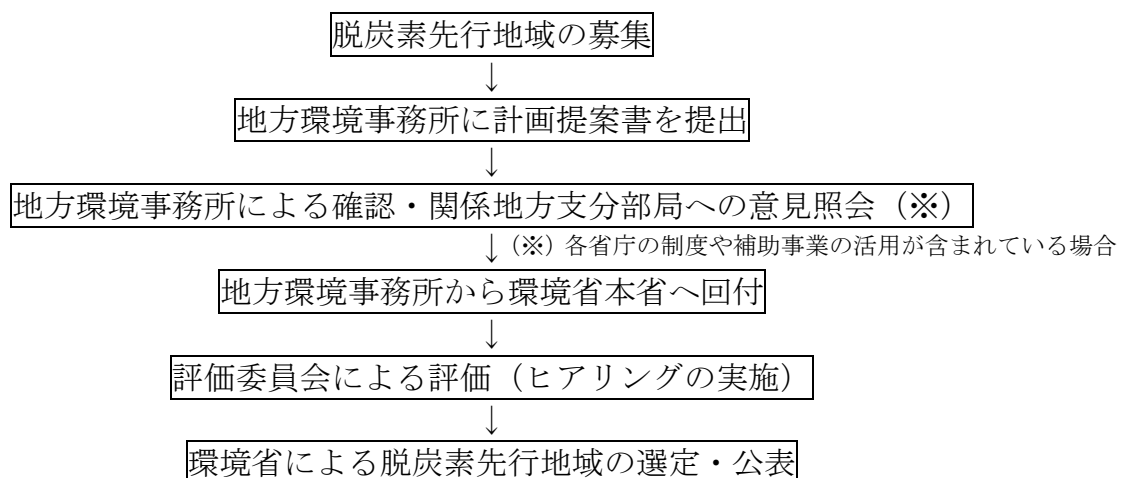
4. 脱炭素先行地域の選定プロセス

(1) 環境省本省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募する地方公共団体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付し、環境省本省が設置する有識者会議「脱炭素先行地域評価委員会」（以下「評価委員会」という。）にて評価を行います。

(2) 評価委員会では、必要に応じ、対面又はWeb会議によるヒアリング（説明7分・質疑18分程度）を行う予定としています。

なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して地方環境事務所より連絡します。

<選定プロセス フロー>



5. 脱炭素先行地域の選定の考え方

(1) 選定の考え方

脱炭素先行地域の選定にあたっては、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方公共団体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価の高いものを選定します。

具体的には、(2)に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、脱炭素先行地域の範囲の類型等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

(2) 脱炭素先行地域の選定要件

- ①-1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること
- ①-2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO₂やCO₂以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること）
- ② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- ③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定
- ⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）
- ⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制
- ⑦ 他地域への展開可能性
- ⑧ 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

6. 各選定要件の確認事項及び評価事項

- ①-1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること

【確認事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となる計画であること

【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと
- 対象となる電力需要家との合意形成の見通しを踏まえた電力需要量となっていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費等の割合を可能な限り高くすること

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること
- 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

① − 2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO₂ や CO₂ 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも 1 つ以上の取組を実施する計画となっていること）

【確認事項】

- 地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも 1 つ以上であること

【評価事項】

- 地域特性に応じた取組であること。温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと
- 対象となる関係者との合意形成の見通しを踏まえた取組となっていること
- 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入

【確認事項】

再エネ情報提供システム（REPOS）等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること

【評価事項】

- 脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること
- 実地調査や衛星写真を使用した調査（FS 調査等）を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること
- 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること

③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上

【確認事項】

- 地域の産業、暮らし、交通、公共等の分野で、その地域の強みを生かし、地方創生に寄与する取組であること
- 取組を通じて得られる地域経済効果（直接的効果、波及効果）、防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果について、定量的・定性的に記述されていること

【評価事項】

- 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決（雇用確保、産業維持・育成、地域ビジネス創生、レジリエンス向上、生活の質の向上等）に向けた取組が、適切に説明されていること
- 当該地域の課題解決に向けた KPI（重要業績評価指標）が適切に設定されるとともに、KPI の改善について、その根拠や方法が適切に説明されていること

- 効果の大きさ・広がり、独創性等の度合いが大きいものであること

④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定

【確認事項】

- 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること
- 脱炭素先行地域の範囲内の民生部門電力需要家を原則全て対象としていること
- 例外として、脱炭素先行地域の範囲を特定せず、施設群の類型とする場合は、それらの場所を具体的に特定した上で、エネルギー管理の一元化等が図られていること

【評価事項】

- 地域課題との関連性など、設定する範囲の考え方が合理的であること
- 範囲の設定の仕方が、例えば以下に掲げる観点で優れていること
 - － 既存民間施設の取組など難易度が高く、意欲的な範囲を設定していること
 - － 地域特性を踏まえ、他の地方公共団体との連携を具体的に構築していること

⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

【確認事項】

- 計画に記載すべき内容が具体的であること（計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること）
- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること
- 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること

【評価事項】

- 関係者（※）間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること
 （※）再エネ発電等事業者、送配電事業者、商工会、地元企業、自治会等
- 金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること
- 脱炭素に関する先導的な取組や地域新電力の設立に係る実績があるなど、事業を着実に実行できる経験を有すること

⑥ 取組の進捗管理の実施方針及び体制

【確認事項】

- 事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、進捗管理の体制が示されていること

【評価事項】

- アクションプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価の体制となっていること

⑦ 他地域への展開可能性

【確認事項】

- 展開可能性のある他の地域（他市区町村の類似地域及び同一市区町村内の他の地域）が具体的に示されていること

【評価事項】

- モデル性に優れていること（対象地域の特性上、展開可能性のある類似地域等が

多いこと)

- 波及効果、アナウンス効果等に優れていること
- 他地域への展開の具体策（住民の行動変容を含む）が示されていること

⑧ 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

【確認事項】

- 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、速やかに、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定するとともに、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること
- 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと

【評価事項】

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定している、又は設定する方針が示されていること

7. 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域の計画提案に当たっては、計画提案書（様式1）について、以下の内容を記載するとともに、併せて、計画提案概要（様式2）も提出してください。

なお、脱炭素先行地域の選定を受けようとする期間は、当該脱炭素先行地域における取組を実施する全ての期間（最長2030年度まで）とします。

(1) 計画提案書の記載事項

1. はじめに

- 1.1 提案地方公共団体の社会的・地理的特性
- 1.2 温室効果ガス排出の実態
- 1.3 地域課題

2. 脱炭素先行地域における取組

- 2.1 脱炭素先行地域の概要
- 2.2 対象とする地域の位置・範囲
- 2.3 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
 - (1)再エネ賦存量を踏まえた再エネ導入可能量
 - (2)新規の再エネ発電設備の導入予定
 - (3)活用可能な既存の再エネ発電設備の状況

- 2.4 民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組
 - (1)実施する取組の具体的内容
 - (2)事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（交付金、補助金等）
- 2.5 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
 - (1)実施する取組内容・地域特性を踏まえた実施理由・取組効果
 - (2)事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（補助金等）
- 2.6 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果
- 2.7 他地域への展開
- 3. 実施スケジュール等
 - 3.1 各年度の取組概要とスケジュール
 - 3.2 直近5年間で実施する具体的取組等
- 4. 関係者との連携体制と合意形成状況等
 - 4.1 関係者との連携体制と合意形成状況
 - 4.2 事業継続性
 - 4.3 地方公共団体内部の推進体制
 - (1)推進体制
 - (2)進捗管理の実施体制・方針
 - 4.4 これまでの脱炭素に関する取組
- 5. 2030年度までに目指す地域脱炭素の姿

(2) 計画提案概要の記載事項

計画全体の概要をまとめた資料を作成ください（様式2）。

8. 進捗管理・計画最終年度の取組評価

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行います。

選定地方公共団体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言するとともに、計画の最終年度末に、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会や関係機関の意見を聴取した上で計画内容を変更するとともに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行うことがあります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域取扱要領」によるものとします。

9. 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所等は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。また、地方環境事務所等が窓口となり、選定地方公共団体に対して情報提供等のサポートを随時行います。

10. 募集期間、提案書の様式、提出方法等

(1) 募集期間（第2回）

令和4年7月26日（火）～8月26日（金）

(2) 募集締切

令和4年8月26日（金）17時必着

※締切後の提出は認めません。なお、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、提出先に相談ください。

(3) 計画提案書の様式

様式1：脱炭素先行地域計画提案書

様式2：脱炭素先行地域計画提案概要

(4) 提出方法

次の通り電子メールで提出ください。

<電子メールによる提出>

※メール件名は、「【提出】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日4桁）（提案者名）脱炭素先行地域提案資料」とすること。

※Word形式（様式1）、PPT形式（様式2）及びPDF形式（様式1・様式2）にて提出すること。

(5) 提出先・問い合わせ先

地方環境事務所	メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-HOKKAIDO@env. go. jp 011-299-2460	北海道
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-tohoku@env. go. jp 022-207-0734	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env. go. jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KANTO@env. go. jp 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 静岡県

中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUBU@env. go. jp 052-385-4248	富山県・石川県・福井県・ 長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-Kinki@env. go. jp 06-6881-6511	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUSHIKOKU@env. go. jp 086-223-1577	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国事務所 地域脱炭素創生室	CN-SHIKOKU@env. go. jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env. go. jp 096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県(奄美群島の各地方 公共団体を除く)
沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env. go. jp 098-836-6400	鹿児島県(奄美群島の各地方 公共団体) 沖縄県

(6) 提出資料の取扱い

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料は原則公表します。非公表扱いを希望する箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。ただし、提出時に非公表で記載されている箇所についても、選定後、再度公表の可否等を精査いただく予定です。

(7) 選定結果公表

令和4年秋を予定

1.1. 留意事項

提案内容に係る事務局（環境省本省、地方環境事務所）への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案にあたり、評価委員会委員、環境省幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。